

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する														
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進														
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言	
1.消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置	1-1 消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置	消費者教育推進法に基づき、消費者・消費者団体や、事業者、教育関係者、社会教育関係者、高齢者団体、その他関係機関などをもって、消費者教育推進地域協議会（仮称）を設置する。	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して、構成員相互の情報交換及び調整を行う。消費者教育推進計画の進捗状況を確認し、評価について意見を述べることにより、消費者教育の推進を図る。	消費者教育推進地域協議会（仮称）の設置	H29年度	地域経済振興課		H29	3月設置。4月28日第1回開催。平成30年3月29日第2回開催。	A		A	引き続き、協議会を開催し、情報及び意見交換等を行いながら、消費者教育の推進を図る。	H30		
								H30	7月5日に第1回開催。平成31年2月に第2回を開催した。	A				H31		
								R1	4月15日に第1回、9月19日に第2回、令和2年1月29日に第3回を開催。	A						
2.消費生活センター機能の強化	2-1 消費生活出前講座の対象者を拡大する。	平日だけでなく、休日・祝日や夜の時間帯なども対象とし、地域団体の研修会などに講師を派遣し、希望に沿った消費生活の講座を開催する。	1人でも多くの市民が知識を身に付け、消費生活トラブルを事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できる力が身に付く。	出前講座の実施	H29年度末	地域経済振興課		H29	12件499名に実施。うち休日3件、夜間1件。（昨年度：14件328名）	A	休日、夜間の出前講座も対象とすることにより、就労者等にも情報提供することができた。	A	引き続き、休日・祝日や夜の時間帯を希望する出前講座があった場合は対応し、様々な世代への啓発に努める。	H30		
								H30	18件657名に実施。うち休日3件、夜間2件。	A	休日、夜間の出前講座にも対応し、日中の参加が難しい方にも情報提供できた。			H31		
								R1	14件493名に実施。うち休日1件。	A	1件あたりの対象人数が少なく、また件数自体も前年度減となったが、自由参加の消費生活セミナーを前年度より1回増やすなどして啓発を実施した。					
	2-2 各種イベントで消費生活トラブルの啓発を行う。	福祉や子育て関連イベントなどで、パネル展示やトラブル事例の紹介を通じて、広い年代層に情報を提供する。	消費生活行政との接点が少ない世代を含め、幅広い年代が知識を身に付け、消費生活トラブルを事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できる力が身に付く。	各種イベントでの啓発	H29年度末	地域経済振興課	イベント開催課	H29	7月福祉フェアでは、悪質商法などの契約トラブル、11月子どもフェスティバルでは、子どもの事故予防について啓発。共に、パネル展示、啓発資料、グッズ等配布、説明（福祉フェア：557名、子どもフェスティバル：609名）	A	各イベントに参加し、幅広い年代層への啓発を行うことができた。	A	引き続き、各種イベントに参加し、幅広い年代層への情報提供を行う。	H30		
								H30	7月の福祉フェアでは悪質商法や架空請求のパネル展示や説明、啓発資料やグッズ等を配布。（290名） 11月の子どもフェスティバルでは、買い物体験コーナーを出展。（599名）	A	子どもフェスティバルでは、新たに「買い物体験」を実施。参加した子どもも多く、物の選び方やお金の価値などについて学ぶ機会を提供できた。			H31		
								R1	7月の福祉フェアでは消費生活クイズ、DVD放映、啓発資料やグッズ等を配布。（115名） 7月の子ども向け金融教育では、ライフプランゲームを実施。（7名） 11月の子どもフェスティバルでは、買い物体験コーナーを出展。（619名）	A	7月に実施したライフプランゲームは、参加人数は少なかったものの、ファイナンシャルプランナーのアドバイスをもち、お金の使い道と消費の満足度などについて学ぶ機会を提供できた。					

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成 年度	協議会からの 意見・助言		
2.消費生活センター機能の強化	2-3 商業系イベントなど、民間事業者による消費イベントの実施を支援する。	商業系イベントなど、民間事業者による、食育などの消費イベントの実施を支援する。	民間事業者が率先して消費者教育を行うことで、市民が知識を身に付ける機会が増える。	民間事業者による消費イベントの実施支援	H29年度末	地域経済振興課	民間事業者	H29	平成30年3月25日開催の芦屋スイーツマルシェにおいて、芦屋市商工会がアプリ普及キャンペーンとともに消費生活啓発グッズを配布した。	B	事業者もより良い消費生活を実現する役割を担っていることについて理解を得ているものの、自主的取組に至るのに準備期間が必要である。	A	芦屋市商工会等商工団体が消費者教育に関する事業等を主催する。	H31	・市役所の空きスペース利用等、場所の工夫 ・事業者のメリットを考え、自主性を促す ・バルやハロウィンイベントなどと絡め、クイズやスタンプラリーなどを開催することで、知識を身に付けると共にお店の周知につながる ・事業者側への啓発は、商工会が協力可能		
								H30	芦屋市商工会女性部が各種イベントでフリーマーケットを実施。またリサイクルの観点からブルトップ・ウエスの回収も実施した。	A	商工会においても実施しているが、事業者が独自で取り組んでいる場合も多くあり、把握は困難であるが、すでに実施されている。					H31	引き続き、芦屋市商工会等商工団体においても、消費者教育に関する事業を主催するよう促すと共に、各事業者における取組を支援する。
								R1	芦屋市商工会女性部が各種イベントでフリーマーケットを春と秋2回実施した。(5/27, 11/3)	A	商工会だけでなく事業者が独自で消費イベントに取り組んでいる場合も多くあり、把握は困難。					H31	引き続き、芦屋市商工会等商工団体においても、消費者教育に関する事業を主催するよう促すと共に、各事業者における取組を支援する。
	2-4 消費生活センター図書貸出しを啓発する。	貸出し図書一覧を作成し、消費生活センターのホームページ上に掲載する。	市民が消費生活に関する情報や知識を身に付け、消費者市民社会を実現する。市民が消費生活センターの機能を理解し、センターを有効活用する。	ホームページ掲載	H29年度末	地域経済振興課	地域経済振興課	H29	図書一覧を作成し、ホームページ上に掲載。訪問販売お断りシールなど、無料配布グッズ等についてもホームページに掲載。	A	立地的な問題もあり、消費生活センターへの来訪者数は低く、認識度は低いと考えられるため、今後も周知、啓発方法等を検討。	A	消費生活サポーターにセンターの有効活用を促進する。あわせて、図書貸出しの推進、SNS等を利用した素早い情報発信を行う。	H30			
								H30	消費生活サポーター講座時に、図書を含めたセンター利用について案内。SNS等により、セミナーや注意喚起情報について情報発信。	A	図書貸出しの利用者はわずかだが、SNSのフォロワー数は80名程度に増加。今後も引き続き、フォロワー数を増やしていく必要がある。					H31	図書の購入時に、SNSで情報発信し、利用を促進する。
								R1	図書購入時にはSNS等により情報提供した。またセミナーや講座においてセンターの周知を行った。	A	図書貸出しの利用者はわずかだが、SNSのフォロワー数は200名を超え、徐々に増えている。アンケート結果からみてもセンターの周知度はまだ低い。引き続き機会があるごとに周知啓発に努める必要がある。					H31	イベントや講座だけでなく、SNSなどを新たに活用し、センターの事業紹介などを行うことができた。相談以外のセンター利用は少ないが、引き続き様々な機会を利用し、周知に努める。
	2-5 各種啓発により、消費生活センターの機能を周知する。	庁内研修や関係機関連携、広報などを通じて、消費生活センターの機能を周知する。	警察や各課に消費生活相談があった場合に、スムーズに消費生活センターを紹介してもらえるようになる。	各機関からのスムーズな紹介	H29年度末	地域経済振興課	関係機関	H29	市広報で、防犯部署と連携し特殊詐欺について注意喚起するとともに、消費生活特集として、最近の事例紹介等により注意喚起。生活安全推進連絡会にオブザーバーとして出席。また、出前講座もを行い、センター機能の周知を行った。庁内向けとして、新任職員研修で消費生活行政について講座を行った。	A	広報及び連絡会への出席により、広く消費生活センターの機能周知につながったと考えられる。また、新任職員へ研修することにより、各窓口等で困っている市民がいた際に、消費生活センターへつないでもらえるようになる。	A	引き続き、庁内研修や関係機関連携、広報などを通じて、消費生活センターの機能を周知する。	H30			
								H30	市広報紙で、複数回にわたり流行の契約トラブルについて注意喚起。生活安全推進連絡会にオブザーバーとして出席するとともに出前講座も実施し、センター機能の周知を行った。庁内向けとして、新任職員研修で消費生活行政について講座を行った。	A	広報及び連絡会への出席により、広く消費生活センターの機能周知につながったと考えられる。また、新任職員へ研修することにより、各窓口等で困っている市民がいた際に、消費生活センターへつないでもらえるようになる。					H31	引き続き、庁内研修や関係機関連携、広報などを通じて、消費生活センターの機能を周知する。
								R1	消費生活センター新聞を関係機関や全戸に配布し、契約トラブルや相談事業の周知を行った。生活安全推進連絡会や民生委員会、高齢者生活支援センター、青少年愛護委員会などで出前講座を実施し、センター機能の周知を行った。	A	新たな取り組みとして、消費生活センター新聞を発行し、関係機関や市内全戸に配布することで、より多くの情報提供やセンター周知につながった。					H31	庁内だけでなく、警察や見守り関係機関などからも、センターを紹介してもらう機会は増えているが、社会情勢の変化に伴い様々なトラブルが発生することから、引き続き多様な手段で周知啓発を実施していく。

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する													
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進													
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの意見・助言
3.庁内連携の強化	3-1 循環型社会の構築のため、3R活動などの省資源の取組と、グリーン購入を進める啓発活動の検討を行う。	現在、市ホームページにて3R活動及びグリーン購入の情報提供を行っているが、イベントなどにおいて、リーフレット・マイバッグの配布や、展示啓発を行うなど、効果的な啓発活動の検討を行う。	環境負荷を低減し、循環型社会を実現する。	リーフレットなどの配布	H31年度末	環境課		H29	市のホームページにて引き続き情報提供を行っている。あしや秋まつりにてマイバッグの配布・啓発を行った。小学生を対象とした子ども環境作文コンクールのアンケートを通して啓発を行った。	B	秋まつりには来場者数が多くあり、多数の方への啓発を行うことができた。3Rに関する啓発は昨年度よりできたものの、グリーン購入に関する啓発は、昨年度に引き続き市ホームページでの情報提供のみという結果になっている。	B	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H31	・商業系のイベントや買い物に絡めて、意識付けを行う
								H30	市のホームページにて引き続き情報提供を行っている。小学生を対象とした子ども環境作文コンクールのアンケートを通して啓発を行った。	B	今年度は、秋まつりが台風の接近により中止となり、昨年度より啓発できる機会が少なかった。グリーン購入に関する啓発も昨年度に引き続き市ホームページでの情報提供での実施となっている。			H31	
								R1	市のホームページにて引き続き情報提供を行っている。小学生を対象とした子ども環境作文コンクールのアンケートを通して啓発を行った。	B	春や夏のイベントを実施する際にも啓発のチラシを配布した。グリーン購入に関する啓発も昨年度に引き続き市ホームページでの情報提供での実施となっている。				
	3-2 リユースフェスタを共催する。	リユースフェスタにおいて、地域経済振興課がリサイクル教室を行う。	リユース、リサイクルの知識や、ごみ減量に向けた意識を身に付け、消費者市民社会、循環型社会を実現する。	リユースフェスタの共催	H29年度末	環境施設課	地域経済振興課	H29	5月、10月、2月のリユースフェスタにて、リサイクルクイズや啓発グッズの配布、リサイクル品の展示を行った。あわせて、マイ箸、マイバッグの配布も行った。	A	そもそもある程度リサイクルの意識がある参加者だと思われるが、さらにクイズ等による知識向上と、リサイクルグッズの配布により実行動へつながるよう啓発を行った。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	
								H30	6月、11月、3月のリユースフェスタで、リサイクルクイズや啓発グッズ、マイバッグの配布を行った。あわせて、フードドライブを実施した。	A	新たにフードドライブを実施し、食品ロス削減にむけ、意識付けを行った。			H31	
								R1	7月、2月にリユースフェスタを行うとともに、年2回の環境フリーマーケット、ダイエー高浜店、阪急西宮ガーデンズでマイバッグの配布を行った。	A	新たに阪神7市との連携、民間時評者との連携をおこなった。				
	3-3 リサイクルに関するパンフレットを発行する。	リサイクルに関するパンフレットを地域経済振興課と協働発行し、リサイクルの促進を行う。	リユース、リサイクルの知識や、ごみ減量に向けた意識を身に付け、消費者市民社会、循環型社会を実現する。	パンフレットの発行	H31年度末	環境施設課	地域経済振興課	H29	家庭ごみハンドブック・事業系ごみハンドブック発行の際に、リサイクル・食品ロスについて記載し、リサイクル等の意識向上について努めた。	A	リサイクルや食品ロスについて、コラムやロゴを用いて啓発することで、関心を持ってもらいやすいよう工夫した。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	
								H30	環境処理センターの施設見学に訪れる小学生に向けたパンフレットを作成する際、リサイクルについても記載し、リサイクル意識の向上に努めた。	A	小学生が見てもわかりやすく、また家に持って帰って家族と見直してもらえるような内容になるよう工夫した。			H31	
								R1	家庭ごみハンドブック・事業系ごみハンドブック発行の際に、分別についての記事を多く記載し、リサイクル等の意識向上について努めた。	A	分別の早見表をつけるなど、視覚で分別できるように工夫した。				
	3-4 食育講座を共催する。	食品の安全性、食習慣などについての正確な情報の提供を行う。	食に関する正しい知識などを身に付け、健康的な生活を送ることができるようになる。	食育講座の共催	H31年度末	健康課	地域経済振興課	H29	共催に向けて内容や方法について検討中。	B	既存事業への組み込みについて検討中。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	・食品衛生協会、薬局、医師会などと絡めて取り組んではどうか。
								H30	食品表示セミナーを共催。健康課の事業等での事前周知の実施、またセミナー当日は塩分表示の見方、減塩の必要性についての情報提供用の資料配布を行った。	A	共催することで、今までより広く食に関する正確な情報を提供することができ、健康的な生活を送ることができる人の増加につながっていくと考えられる。			H31	
								R1	今年度は「ヘルスアップ事業健康ポイント2019」における対象事業として食育講座を登録し、講座にて食に関する正しい知識の普及啓発を行った。	A	「ヘルスアップ事業健康ポイント2019」における対象事業として食育講座を登録したことで、市民の方へ広く周知することができた。				

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの 意見・助言		
3.庁内連携の強化	3-5 食育に関する パンフレットを 発行する。	地域経済振興課と協働で、食品の安全性、食習慣などについてのパンフレットを発行し、情報の提供を行う。	食に関する正しい知識などを身に付け、健康的な生活を送ることができるようになる。	パンフレットの発行	H31年度末	健康課	地域経済振興課	H29	食品の安全性や食習慣などのパンフレット等での啓発内容について検討中。	B	対象年齢や配布場所も含めて検討中。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	共催するセミナー等において、参加者にあつた食育に関するチラシを配布予定。	H30	・食品衛生協会、薬局、医師会などと絡めて取り組んではどうか。 ・学校給食等と連携して、献立表に情報を載せてもらうのはどうか。
								H30	食品表示セミナーの事前周知チラシの裏面を活用し、健康的な食習慣としての減塩の必要性を掲載し、情報提供を行った。	A	協働して情報提供を行うことで、今までより広く周知を図ることができたと考えられる。今後周知する内容については検討する必要がある。			H31	引き続き協働して、対象の方に適した食に関する正しい情報の提供を行う予定。	H31	・コープこうべでSDGsやエシカル消費などの活動に取り組んでいる、パンフレットを芦屋の事業所に置くことも可能。
								R1	栄養成分表示の見方と健康的な食習慣としての減塩の必要性についての情報提供用の資料を引き続き作成し、事業、イベントなどで配布した。	A	イベント等多くの方が集まる場所で配布し、普及啓発を行った。				連携先を増やし、食に関する正しい知識の情報提供を引き続き行う予定。		
	3-6 交通安全に関する講座を開催する。	自転車の正しい利用方法など、交通安全に関する講座を開催する。	交通安全に関する正しい知識を身に付け、安全・安心な社会を実現する。	講座の開催	H30年度末	建設総務課	交通安全協会 地域経済振興課	H29	幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校での交通安全教室の開催。10月に自転車免許教室の開催。	A	交通安全教室を継続して開催できている。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	引き続き、交通安全教室を開催する	H30	
								H30	幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校での交通安全教室の開催。出前講座による交通安全教室の開催。10月に自転車免許教室の開催。	A	交通安全教室を継続して開催できている。高齢者への啓発が必要である。			H31	引き続き、交通安全教室を開催する	H31	
								R1	幼稚園、保育所(園)、小学校、中学校、特別支援学校での交通安全教室の開催。高齢者交通安全教室（出前講座）の開催。10月に自転車免許教室の開催。	A	交通安全教室を継続して開催できている。出前講座による高齢者交通安全教室を開催することができた。				継続して交通安全教室を実施できている。高齢者向けの交通安全教室の継続的な開催を検討していきたい。		
	3-8 児童生徒、教職員に対し、消費生活情報を提供する。	各小中学校で実施する「スマホ教室」などの開催により、児童生徒の消費生活トラブルなどの未然防止に努める。	児童・生徒による消費生活トラブルや詐欺被害について、未然防止、早期発見、早期解決できるようにする。	スマホ教室などの実施	H31年度末	学校教育課	地域経済振興課	H29	小中学校共に、家庭科の授業の中で、消費者教育を実施。特に、中学校においては、消費者トラブルに特化した授業を行い、未然防止に努めた。	A	授業だけでなく、打出教育文化センター主催のスマホサミットとも連携し、ネットによる消費者生活トラブルの未然防止、早期発見に努めた。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H31	授業内容の充実及び関係機関との連携	H31	
								H29	7月に小中学校の児童生徒代表が集まり、第5回芦屋市スマホサミットを開催した。前年度に作成した芦屋市スマホ3か条の啓発活動の内容と方法を考えた。第6回芦屋市スマホサミットを2月に開催し、「スマホのトラブル」について話し合い、学校や地域に向けて啓発活動をしていくことを考えた。	A	策定したルール（スマホ3か条）を芦屋市立学校で共有できるよう啓発活動を行うことを決め、中学生が小学生に出前授業をすることも計画している。			H30	芦屋市スマホサミットを継続して開催し、市内の小中学生や保護者にスマホトラブルの未然防止等の啓発活動を行う。	H30	
								H30	小中学校共に、社会科、家庭科の授業の中で、消費者教育を実施。中学校においては、消費者トラブルの具体例を例示した授業を行い、未然防止に努めた。	A	授業以外に、小中学校共にネット等に関する講演会を実施。また、打出教育文化センター主催のスマホサミットと連携し、ネットによる消費者生活トラブルの未然防止、早期発見に努めた。			H31	授業内容の充実及び専門的な関係機関との連携	H31	
								H30	7月に小中学校の児童生徒代表が集まり、第7回芦屋市スマホサミットを開催した。「時間」「ネットいじめ」「危険」のテーマで壁新聞を作成し、打出教育文化センターのロビーに掲示し、来館者への啓蒙活動を行った。また、指導主事が小学校でスマホの課金、個人情報漏えい等の指導を行った。	A	策定したルール（スマホ3か条）を芦屋市立学校で共有できるよう校内の啓発を進めた。作成した壁新聞を各小中学校へ配布・掲示して啓発に努めた。			H31	スマホは、次々に新しい機能、アプリが出るので、フィッシングや無制限の課金など、小、中学生が知らないうちにスマホを通して金銭トラブルに巻き込まれないように、ひきつづき指導主事が学校で指導を行う。	H31	
								R1	小中学校共に、社会科、家庭科の授業の中で、消費者教育を実施。中学校においては、消費者トラブルの具体例を例示した授業を行い、未然防止に努めた。	A	授業以外に、小中学校共にネット等に関する講演会を実施。消費者生活トラブルの未然防止、早期発見に努めた。				授業内容の充実にも努めることができた。		
								R1	市でおこなってきたスマホサミットを各学校の実態に沿った形で実施するために、各校でスマホサミットがおこなえるように働きかけ、支援をおこなった。	A	各校で実施したことで、学校の実態に合った子どもたちの話し合いがおこなえた。いじめや生活・生徒指導と大きく関わる問題であるので、今後は情報教育としての問題ではなく、生徒指導上の問題としてとらえることが大切である。				「スマホやSNSの正しい使い方」を子ども自ら考え深める学習活動が定着してきた。各校でおこなうことで、より学校の実態に合った話し合いも進められるようになってきた。継続して取り組めるように多面的な切り口から学校教育活動全体を通して実施することが大切である。		

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する															
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進															
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言		
3.庁内連携の強化	3-11 障がいのある 人向け窓口案内リーフレットを作成する。	アンケート結果を踏まえて障がいのある人向けに消費生活に関する相談窓口を案内する。	障がいのある人の消費生活トラブルや詐欺被害が早期に見えられ、早期解決できるように。消費生活トラブルに遭ったときに自ら対処できるようになる。	リーフレット作成、周知、啓発	H29年度末	地域経済振興課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	H29	トラブルになりやすい事例及び消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレット及び相談先として消費生活センターを記載した成年後見パンフレットを作成し、関係課及び機関へ配架。	A	音声コード付きリーフレットは、文字の大きさ、ルビ、情報量など、関係機関からアドバイスを基に作成。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	作成したリーフレットを活用するとともに、新たな流行のトラブルが起きた場合などは、内容を更新し新たに作成する。各種リーフレット等を更新時に、相談先窓口として消費生活センターを記載してもらえよう、依頼する。		
						障害福祉課											
						地域福祉課											
						地域経済振興課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	H30	障がいのある人向けのリーフレットを、特別支援学校での出前講座の際に配布。	A	障がいのある人に対する啓発だけではなく、ご家族や先生方など、周りで見守る方への啓発ができた。			H31	今後も障がいのある人と周囲の人への啓発を続ける。		
						障害福祉課											
						地域福祉課											
						地域経済振興課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	H30	トラブルになりやすい事例と消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを窓口に設置。相談先として消費生活センターを記載した成年後見パンフレットを窓口に設置。	A	昨年作成したリーフレットについて、見やすいように窓口を整理した。			H31	作成したリーフレットを活用するとともに、新たな流行のトラブルが起きた場合などは、内容を更新し新たに作成する。各種リーフレット等を更新時に、相談先窓口として消費生活センターを記載してもらえよう、依頼する。市の障がい関係施設にも配布啓発に努める。		
						障害福祉課											
						地域福祉課											
						地域福祉課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	R1	H29年度に作成したリーフレット及びパンフレットの配布、説明。	A	配布するだけでなく、個別相談対応時に活用することで、内容を理解してもらえよう努めた。			H31	引き続き各種リーフレット等を更新時に、相談先窓口として消費生活センターを記載してもらえよう、依頼する。		
地域経済振興課																	
障害福祉課																	
地域福祉課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	R1	特別支援学校や就労支援センターで出前講座を実施し、障がいのある人向けのリーフレットや障がいの程度にあった資料を作成し配布。	A	障がいのある人に対する啓発だけではなく、ご家族や先生方など、周りで見守る方への啓発ができた。		相談先や相談事例をわかりやすく記載したリーフレットは配布しやすいが、障がいの種類や程度によってあいやすいトラブルなども異なるため、本人や見守る立場の人から聞き取りを行い、その時々で希望に沿った資料を作成していく必要がある。										
地域経済振興課																	
障害福祉課																	
地域福祉課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	R1	トラブルになりやすい事例と消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを窓口に設置。障害福祉のしおりに消費生活支援センターを記載し手帳交付時に配布。	B	作成したリーフレットを活用していただけるよう、目につきやすい位置に設置した。		各種リーフレットを通じて幅広く消費生活センターを周知することができた。										
地域福祉課																	
地域福祉課																	
地域福祉課	権利擁護支援センター障がい者相談支援事業	R1	障がいのある方向けのリーフレットを引き続き窓口に配布。	B	必要に応じて個別対応時に説明するなどして、内容を理解してもらえよう努めた。		障がいのある方にも理解されやすいリーフレットを作成し、配布するという目標は達成した。引き続きリーフレットの配布、必要に応じて内容の更新を行う。										
地域福祉課																	
地域福祉課																	
3-12 マンションの掲示板などに啓発チラシを掲示する。	外出が難しい市民が見ることができるように、マンションの掲示板などに啓発チラシを掲載する。	消費生活トラブルに関する知識を身に付け、事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できるようになる。	啓発チラシの掲示	H31年度末	地域経済振興課	市民参画課住宅課	H29	市営住宅でのチラシ掲載について検討中。	B	市内民間マンションへの掲載について、どのように広報していくのが必要か検討。掲載を希望するマンションへ配布できるような体制を整える。	A	H29・30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H31	市営住宅への掲載依頼を行う。市内マンション向けに、チラシ掲載などについて、ホームページなどで広報を行う。	・民間マンションなら宅建協会を絡めて、不動産屋が管理しているマンションの自治会の入会無や市への協力体制などの情報を基に、掲載可能なマンションを絞ることができると考えられる。 ・事業者宛にチラシのサンプルを送付する。		
					地域経済振興課	市民参画課住宅課	H30	高浜町の市営住宅集約事業の対象者に対し、出前講座を3回開催し、引越関連のトラブルについて注意喚起。オープン記念においても啓発チラシを配布。	B	市営住宅へのチラシ掲示には至っていないが、ある程度、住人への注意喚起は行うことができた。						H31	事業者宛に、チラシのサンプルを送付し、掲示を促進する。
					地域経済振興課	市民参画課住宅課	R1	新たに消費生活センター新聞を発行。全戸配布し、契約トラブルや相談事業の周知を行った。	A	市民意識調査結果から、全戸配布による情報提供を希望する方が多かったため、新たに消費生活センター新聞を発行し、全戸配布を実施した。							マンションへの掲示には至らなかったが、消費生活センター新聞の作成、全戸配布により、外出が難しい方にも様々な消費生活トラブル事例や消費生活センターの周知を行うことができた。

R1取組状況確認シート① 評価 **A**：達成できた、前年度に比べ進んだ **B**：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 **C**：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する													
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進													
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成 年度	協議会からの 意見・助言
3.庁内連携の強化	3-13 市民課窓口番号案内システムでの消費生活情報の放映を検討する。	市民課での待ち時間を利用して、窓口番号案内システムでの消費生活情報の放映を検討する。	来庁した市民に消費生活情報を配信することで、日ごろ消費生活に興味がない市民も無意識のうちに知識を身に付け、消費生活への関心が深まり、消費生活トラブルを事前に回避できるようになる。	放映	H29年度末	地域経済振興課	市民課	H29	最近流行のトラブル事例を紹介し注意喚起を行った。あわせて、イベント案内についても放映した。	A	市民課利用者は基本的に毎日異なると考えられるため、定期的に放映することで、より多くの市民への意識付けが可能であると考えられる。	A	引き続き窓口番号案内システムにより、定期的に消費生活情報の放映を行う。	H30	
						地域経済振興課	市民課	H30	消費生活サポーター講座やイベントについて案内した。	A	市民課利用者は基本的に毎日異なると考えられるため、定期的に放映することで、より多くの市民への意識付けが可能であると考えられる。			H31	
						地域経済振興課	市民課	R1	最近流行のトラブル事例を紹介し、注意喚起を行った。	A	市民課利用者は基本的に毎日異なると考えられるため、定期的に放映することで、より多くの市民への意識付けが可能であると考えられる。				
	3-14 上宮川文化センターで消費生活に関する情報を提供する。	高齢者が身近なセンターで消費生活に関する情報を得られるようにする。	高齢者が消費生活トラブルの知識を身に付け、事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できるようになる。高齢者の消費生活トラブルについて、未然防止、早期発見、早期解決できるようになる。	チラシ・リーフレットの配布 出前講座の開催	H31年度末	上宮川文化センター	地域経済振興課	H29	よくある消費生活トラブル事例のチラシや、消費生活セミナーのチラシを配架。	A	チラシを配架し、来館者への啓発を行った。	A	配架だけでなく、トラブルが多い時などは、月1回発行の上宮川文化センターだよりとともに、配布予定。	H30	
						上宮川文化センター	地域経済振興課	H30	よくある消費生活トラブル事例のチラシや、消費生活セミナーのチラシを配架。	A	チラシを配架し、来館者への啓発を行った。			H31	
						上宮川文化センター	地域経済振興課	R1	よくある消費生活トラブル事例のチラシや、消費生活セミナーのチラシを配架。	A	チラシを配架し、来館者への啓発を行った。				
4.子どもの消費者教育の推進	①子どもの消費生活トラブルの防止、早期発見及び再発防止と家庭教育の充実 4-2 青少年愛護センターと最新情報を交換する。	愛護班集会などで、子どもの消費生活トラブルなどに関する情報交換を行う。	情報交換、情報共有により、消費生活トラブルの拡大防止を目指す。家庭教育の機会が増える。	情報交換の定例化	H30年度末	青少年愛護センター	地域経済振興課	H29	地域経済振興課と協議・連携し、年度末までに各班集会において子どもの消費生活トラブルなどに関する最新情報などを提供し、その他啓発資料やグッズなどを頒布。	A	子ども自身が消費生活トラブルに巻き込まれるリスクがあるというのが今日的課題であると、まずは保護者に認識してもらうことが大切。	A	引き続き、現状頻度で班集会での啓発を行う。情報の新しさは常に意を用いることが必要。	H30	
						青少年愛護センター	地域経済振興課	H30	「若年層の消費者トラブルを防ごう」というテーマで、10月19日に育成愛護委員研修会を実施し、32人の参加を得た。消費生活トラブルなどに関する情報を提供し、その他啓発資料やグッズなどを頒布。	A	民法改正で成人年齢が18歳に引き下げられるため、事前に起こりうる消費者トラブルについて啓発していく。			H31	
						青少年愛護センター	地域経済振興課	R1	小学校区単位の班集会において、インターネット上においての商品の購入トラブル等についての情報提供し、啓発資料やグッズの配布をする。	A	インターネット上においてのトラブルが多く発生しているため、保護者がしっかりと知識を得ておくことが大切である。				

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する														
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進														
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの意見・助言	
4.子どもの消費者教育の推進	①子どもの消費生活トラブルの防止、早期発見及び再発防止と家庭教育の充実	4-3 子どものいる世帯を対象に市内文化施設利用を促進する。	文化施設を利用してイベントを実施するなど、文化価値の高いものに触れる機会を増やす。	市場に流通する商品とは違うものに接する機会を持つことで、物の価値判断についての家庭教育を充実し、学校教育を補完する。	イベントの開催	H29年度末	生涯学習課	地域経済振興課	H29	<ul style="list-style-type: none"> ●美術博物館 小中学生入場者数：1806名 ●谷崎潤一郎記念館 小中学生入場者数：700名 ●美術博物館の子ども向けイベント ①あしやつくる場（2回・11,055名） ②びはくルーム（4回・214名） ③ワークショップ（12回・682名） ●文化ゾーンのイベント ①niwa-doku（564名） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●美術博物館や谷崎潤一郎記念館の展覧会は内容により、子どもの入場者数にばらつきがあるものの入場者数は増加。美術博物館を利用したイベントは子どものいる世帯に大変好評であり、参加者数も多い。 ●あしやつくる場 幅広い年代の方が楽しめるような内容にし、周知を工夫した結果、家族連れの来場者が多くみられ、滞留時間も長かった。またSNSなどで周知力のある出店者に広報の協力をいただき新たな客層を取り込むことができた。今後は展覧会の入館に繋がる工夫が必要。 ●びはくルーム 建築家を招き美術の楽しさを体験してもらったり、家族で楽しめることを考えた。それぞれ定員を超え、中には、2倍3倍の参加となった。 	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	協議会からの意見・助言
							生涯学習課	地域経済振興課	H30	<ul style="list-style-type: none"> ●美術博物館 小中学生入場者数：884名 ●谷崎潤一郎記念館 小中学生入場者数：825名 ●美術博物館の子ども向けイベント ①あしやつくる場（2回・8162名） ②まなびはく（7回・472名） ③ワークショップ（1回・30名） ④ホールコンサート（2回・175名） ⑤その他（8回・389名） ●文化ゾーンのイベント ①niwa-doku（657名） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●小中学生の入場者数について、展覧会の内容に左右されるため、安定した入場者数を見込むことは難しい。 ●子ども向けイベントについて、昨年度より種類を増やして取り組んでいる。また、「びはくルーム」を「まなびはく」に改称し、親子で参加できるものへと変化させている。 ●niwa-dokuは安定した来場者数となった。 		H31	協議会からの意見・助言	
							生涯学習課	地域経済振興課	R1	<ul style="list-style-type: none"> ●美術博物館 小中学生入場者数：1,742名 ●谷崎潤一郎記念館 小中学生入場者数：235名 ●美術博物館の子ども向けイベント ①あしやつくる場（2回・8,691名） ②まなびはく（6回・352名） ③ワークショップ（8回・452名） ④ホールコンサート（5回・664名） ●文化ゾーンのイベント ①niwa-doku（475名） 	A	<ul style="list-style-type: none"> ●美術博物館、谷崎潤一郎記念館ともに小中学生の入場者数について、展覧会の内容に左右されるため、安定した入場者数を見込むことは難しい。 ●親子で参加できる「まなびはく」はそのままに、子ども向けワークショップについて、昨年度より種類を増やして取り組んだ。 ●niwa-dokuは天気の影響もあり、昨年度より参加者は減少した。 		H30	協議会からの意見・助言	
	4-4 中学校においてトライやるウィークを実施する。	中学2年生を対象に市内で就業体験をさせる。	事業者側の視点を学ぶことで、経済構造の仕組みを知るとともに、体験発表を通じて、消費者市民社会のあり方を改めて考える機会を得る。	トライやるウィークの実施	H29年度末	学校教育課		H29	芦屋市立中学2年生519名が、市内97事業所で就業体験を実施した。活動期間は各校5日間。5月下旬から6月上旬に実施	A	指導ボランティア、介助補助員の配置 学校・地域・保護者の連携 今年度新規事業所4ヶ所	A	中学2年生を対象に市内で就業体験をさせる。キャリア教育の視点を取り入れた事前・事後指導の充実	H30	協議会からの意見・助言	
						学校教育課		H30	芦屋市立中学2年生533名が、市内98事業所で就業体験を実施した。活動期間は、各校5日間。5月中旬から6月上旬に実施。	A	指導ボランティア、介助補助員の配置 学校・地域・保護者の連携 今年度新規事業所7ヶ所		中学2年生を対象に市内で就業体験をさせる。キャリア教育の視点を取り入れた事前・事後指導の充実	H31	協議会からの意見・助言	
						学校教育課		R1	芦屋市立中学2年生495名が、市内97事業所で就業体験を実施した。活動期間は、各校5日間。5月中旬から6月上旬に実施。	A	指導ボランティア、介助補助員の配置 学校・地域・保護者の連携 今年度新規事業所7ヶ所		中学2年生を対象に、市内で就業体験活動を実施できた。キャリア教育の視点を取り入れた事前・事後指導の充実に努めた。		協議会からの意見・助言	

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する																				
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進																				
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの 意見・助言							
4.子どもの消費者教育の推進	①子どもの消費生活トラブルの防止、早期発見及び再発防止と家庭教育の充実	4-5 小学生が商店街を体験する。 子ども会、コミスクの子どもを対象に、クイズやゲームなどを交え、地域の商店街の探検ツアーを実施する。	低年齢時から商売や金融の仕組みを知る。	商店街体験の実施	H30年度末	地域経済振興課	商工会 商店街会	H29	商店街体験については検討中。別途、金融教育としては、夏休みに小学生を対象とした金融教室を開催し、「お金」の大切さについて学んだ。	B	今年度の金融教室は参加者が15名と少なかったため、どのような企画にニーズがあるかを検討し、商店街体験へつなげていく。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	こどもフェスティバルで低年齢向けの買い物体験コーナーを出展し、売買の基礎について学ぶ機会を提供した。朝日ケ丘小学校の授業の一環として商店街体験を実施しポスター作成等を行った。	A	買い物体験コーナーは、おもちゃのお金を使った体験ではあるが、限られたお金で商品を選んだり、親と一緒に考えながら買い物しており、大盛況で大変有意義であったと考えられる。	H31	商店街に限らず、各種イベント時などにおいて、低年齢時から商売や金融の仕組みに触れられる機会を提供していく。	H30 H31	・連携先の商店街連合会は休会中。各商店街との取組にはなる。商工会で取りまとめは可能。 ・キッズスクエアでクイズ形式をやってもいいと思う。 ・交通量等の関係で、安全面から打出商店街がいいと思う。 ・商店街側にもメリットを作ることで開催しやすくなる。	
								R1	夏休みに子ども向けの金融教育として、ファイナンシャルプランナーを招き、ライフプランゲームを実施。「自分のためになるお金の使い方」について学ぶ機会を提供した。こどもフェスティバルで低年齢向けの買い物体験コーナーを出展し、売買の基礎について学ぶ機会を提供した。	A	新たな取り組みとして、ライフプランゲームを実施。「お金を使うこと、それに伴う満足度の高さは必ずしも一致しない」という少し複雑なことをゲームを通じてわかりやすく学び、お金の使い方について考えるいい機会となった。			商店街体験だけでなく、それぞれの年齢にあったわかりやすい方法を考えながら、実施することができた。お金は生きていくうえで必要であり、幼少期から少しずつ学ぶことができるよう、またキャッシュレス化の推進に伴い、現金を扱う場面が減少するといった社会情勢の変化にも対応できるよう、引き続き様々な方法で実施していく。								
								青少年愛護センター	青少年愛護センターと芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議と合同で、スマホに伴う危険性をテーマにした研修会を実施。経済的リスクと対処方法についても学習する。	A	研修会の開催を広く呼びかけ、学校関係者だけでなく、保護者も含め、できるだけ多くの人に最新の情報を提供する。			A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H31	インターネットやスマホの急速な進展は、潜在的リスクを併せもっており、現実起こっている事象とその対策について継続して啓発する必要がある。	H31	・昨年度のA評価からB評価となっているが、継続して達成できているので、A評価でもよいのでは			
	青少年愛護センター	成人年齢引下げに伴う若者の消費者トラブル防止に向け、10月19日に愛護委員会研修会を開催。青少年愛護センターと芦屋市中学校区青少年健全育成推進会議と合同で、ネットやスマホに潜む危険性をテーマにした研修会を2月8日に開催した。	A	成人年齢が18歳に引き下げられることに備え、具体的なトラブル事例などを学べる機会となった。今後も育成愛護委員だけでなく、学校関係者や保護者など、広く研修会の参加を働きかける。	インターネットやスマホの急速な進展は、潜在的リスクを併せもっており、現実起こっている事象とその対策について継続して啓発する必要がある。																	
	青少年愛護センター	青少年育成愛護委員会と中学校区青少年健全育成推進会議の合同研修会である「青少年問題研修会」を開催し、ネットやスマホを使う上での注意を研修する。	A	現状では、ネットやスマホを通しての問題は年々変化してきており、特にネット上のエチケットである、ネチケットとも言われている感覚が薄れてきている。研修会を通して毎年の最新情報について知ることが大切である。	今やインターネット環境を使うことは日常生活に定着している。しかしながら、使う場合には多くのリスクもあり、常に最新の情報を知っておくことが必要である。																	
	②学校教育を通じた消費者教育の推進	4-9 ゲストティーチャー（専門家）を迎えて、消費者教育の学習を実施する。	社会などの教科学習の中における消費者教育に関する単元で、教員と専門家が協力して授業を作る。	消費に関する様々な課題を知る中で消費者教育の大切さを知る。	80%の学校がゲストティーチャーを迎えての授業の実施	H31年度末	学校教育課	学校教育課	H29	ゲストティーチャーの調整ができなかった。	C	カリキュラムに合うゲストティーチャーの人選が難しい。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	芦屋税務署から税理士等に来てもらい、租税教室を開催した。	A	6小学校、2中学校で実施できた。	H31	・テーマごとに、該当する講師（団体）や学習内容等を記載したメニュー表を作成、リスト化することで選びやすくなる。 ・身近なことをわかりやすく伝えるために、専門家への幅を広げ、若手のお笑いや落語家などの起用も検討しては。	H31 H31	・昨年度のA評価からB評価となっている。達成しているためAでもよいのでは。
									R1	芦屋税務署から税理士等に来てもらい、租税教室を開催した。	A	7小学校、2中学校で実施できた。			80%以上実施できた。							
									学校教育課													

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する														
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進														
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言	
4.子どもの消費者教育の推進	②学校教育を通じた消費者教育の推進	4-10 子どもの消費生活トラブル事例を乗せたリーフレットなどを配布する。	インターネット・ゲームの高額請求に関する内容など子どもたちが巻き込まれやすい内容のもので危険性を伝える。	身近にあるものの危険性を知り、ルールを守って機器を利用する重要性を身に付ける。	リーフレットの配布	H31年度末	学校教育課	H29	子どもが巻き込まれやすいトラブルや注意点等に関するリーフレットを発行。	B	発行したのみで、未配布だが、今後順次配布を行っていく。	A	機会をみて、有効なタイミングでの配布を行う。	H31	・誤字：取組「乗せた」→「載せた」	
							学校教育課	H30	子どもが巻き込まれやすいトラブルや注意点等に関するリーフレットの配布。	A	リーフレットを全小学校、全中学校に配布した。			H31	達成できているため評価はAでいいのでは。	
							学校教育課	R1	子どもが巻き込まれやすいトラブルや注意点等に関するチラシを校内で掲示。	A	チラシを全小学校、全中学校で掲示して、児童生徒に周知した。					
	③高等学校・大学との協働事業による学校における消費者教育の推進	4-11 成人年齢前後に必要な知識の講座を開催する。	入学時オリエンテーションなどで契約や金融について講座を開催する。	成人年齢前後の消費者が、契約や金融など必要な知識を身に付け、消費生活トラブルを事前に回避できるようになる。	講座の開催	H31年度末	教育委員会 大学	地域経済振興課	H29	講座は未開催だが、成人式で啓発リーフレットを配布し、契約のルールやよくあるトラブル事例などの紹介を行った。	B	リーフレットは、四コマ漫画で事例紹介をしているものにし、読みやすいものにした。講座の開催については現在検討中。	B	入学時オリエンテーションなどで契約や金融について講座を開催する。	H31	・10分から15分程度のDVDなどを作成し貸出しなどをすれば、講師を呼ばなくても開催可能。開催側もやりやすく、より多数に啓発可能。 ・市内在住だが市外学校に通学の場合もあり、該当する子がいる家に個別配布するにしても、近隣市と一斉に行う必要あり。
								地域経済振興課	H30	成人式で啓発リーフレットを配布し、契約のルールやよくあるトラブル事例などを紹介。	B	リーフレットは、四コマ漫画で事例紹介をしているものにし、読みやすいものを配布した。			H31	・講座の開催が目標にフィットしない方法であれば別の方法で達成を目指していくのでも。
								地域経済振興課	R1	成人式で啓発リーフレットを配布し、契約のルールやよくあるトラブル事例などを紹介。	B	リーフレットは、四コマ漫画で事例紹介をしているものにし、読みやすいものを配布した。				
		4-12 高校生、大学生と協働で子ども向けや高齢者向けの消費者教育講座プログラムを構築する。	高校生、大学生と協働で子ども向けや高齢者向け消費者教育講座プログラムを構築する。	子どもや高齢者向けのプログラム構築を通じて、若者が自分で理解し、選択し、行動する消費者力を有するようになる。	消費者教育講座プログラムの構築	H31年度末	教育委員会 大学	地域経済振興課	H29	協働先及び若者向けプログラムを検討中。	C	協働先未定。他市町、他課の連携事例等を参考に、協働先を検討する。どのようなプログラムが有効か情報収集を行う必要がある。	A	高校生、大学生と協働で子ども向けや高齢者向け消費者教育講座プログラムを構築する。	H31	・演劇部などに絞って、寸劇を依頼してはどうか。台本もある。 ・サポーターにも寸劇を依頼しては。学生と一緒にやったり、地域で活動ができるようになる。
								地域経済振興課	H30	協働先及び若者向けプログラムを検討中。	C	学生と消費生活サポーターと協働で地域活動できるよう、検討していく。			H31	・最近は各学校が色々なイベントに参加していて、例えば書道部のパフォーマンスなどは人気で活躍している。消費に関することを書いてもらうなどしたら、心をつかめるのでは。そこで啓発グッズを配っても。
								地域経済振興課	R1	こどもフェスティバルでのお買い物体験を学生ボランティアと一緒に実施した。	A	限られたお金で何をかうか悩む子どもに、声かけやアドバイスしており、いい経験になったと考えられる。				

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する																					
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進																					
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの 意見・助言								
5.障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	5-1 障がいのある人向けの「消費者トラブルガイドブック」を配布・活用する。	障がいのある人向けの「消費者トラブルガイドブック」を福祉関連事業所などに配布し、啓発を図る。	障がいのある人の消費生活トラブルや詐欺被害が早期に発見され、早期解決できるようにする。	消費者トラブルガイドブックの配布、周知・啓発	H29年度末	地域経済振興課	権利擁護支援センター 障がい者相談支援事業	H29	消費者トラブルの予防に関するリーフレットを市役所窓口、障がい者相談支援事業窓口で配布。市民後見人活動マニュアルにおいて、消費者被害に関する相談先として、消費生活センターを記載し、支援者への周知啓発を行っている。	B	障がいのある人への啓発と合わせ、支援者へも相談先の周知を図った。トラブルにも流行があるため、障がいのある人が遭いやすい事例を随時検討し、更新していく必要がある。	地域経済振興課 A 障害福祉課 A 障害福祉課 B 地域福祉課 B	消費者トラブルガイドブックを作成し、課内及び関係機関職員へも周知・啓発を実施する。引き続き市民後見人活動マニュアルの活用やその他啓発に関するリーフレット等を配布する。	H31	・例えば、木口福祉財団や三田谷治療教育院などと連携しては。 ・障がいによって内容を変える必要があるため、それぞれに作成の必要あり。情報量も適量に。								
						障害福祉課				B													
						地域福祉課				B													
						地域経済振興課	権利擁護支援センター 障がい者相談支援事業	H30	消費者トラブルの予防に関するリーフレットを市役所窓口、障がい者相談支援事業窓口。また特別支援学校で出前講座を実施し、社会で遭いやすい消費者トラブルについて情報提供すると共に、事例のチラシを配布した。	A	障がいのある人への啓発と合わせ、支援者へも相談先の周知を図った。トラブルにも流行があるため、障がいのある人が遭いやすい事例を随時検討し、更新していく必要がある。					地域経済振興課 A 障害福祉課 A 障害福祉課 B 地域福祉課 B	ガイドブックという形ではなく、流行のトラブルについて随時検討し、有効な情報を掲載したリーフレット等を配布する。	H31	・事業所で働いている障がい者の方へ消費トラブルの啓発を行ってはどうか。障がい者の方のネットワークに乗るかも。				
						障害福祉課			A	一般・基幹相談への啓発と併せて窓口を整理して、目につきやすく工夫した。													
						地域福祉課			A	権利擁護支援者養成研修のフォローアップ研修として、市民後見人活動マニュアルを用いて研修を実施した。													
						地域経済振興課	権利擁護支援センター 障がい者相談支援事業	R1	消費者トラブルの予防に関するリーフレットを市役所窓口、障がい者相談支援事業窓口。また特別支援学校、障がい者支援事業所で出前講座を実施し、社会で遭いやすい消費者トラブルについて情報提供すると共に、事例のチラシを配布した。	A	特別支援学校だけでなく事業所でも出前講座を行い、対象者を広げることができた。									地域福祉課 B	今後も学生だけでなく就労している障がい者に対しても啓発活動を行ってきたい。		
						障害福祉課			B	作成したリーフレットを活用していただけるよう、窓口を整理し、目につきやすいように工夫した。													
						地域福祉課			B	市民後見人活動マニュアルにおいて、消費者被害に関する相談先として、消費生活センターを記載し、支援者への周知啓発を行っている。	障害のある方から消費生活トラブルを防げるよう、支援者へ周知した。												

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する																
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進																
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案達成年度	協議会からの意見・助言			
5.障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	5-3 視覚障がいのある人を対象とした消費生活トラブルのリーフレットなどを作成する。	点字や音声コードを付けた消費生活トラブルのリーフレットなどを作成し、視覚障がいのある人に対しても情報提供を行う。	視覚障がいのある人も消費生活トラブルの知識を身に付け、事前に回避できるようになる。 消費生活トラブルに遭ったときに自ら対処できるようになる。	リーフレットなどの作成、周知・啓発	H29年度末	地域経済振興課		H29	トラブルになりやすい事例及び消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを作成し障害福祉課、権利擁護支援センター、社会福祉協議会等に配架。	A	点字が読めない人もいることから、携帯で読み取れる音声コード付とした。	A	引き続き、視覚障がいのある人も対象とした、流行のトラブル事例や相談先として消費生活センターを案内するリーフレット等を配架・作成。	H31				
						障害福祉課												
						地域経済振興課			H30	トラブルになりやすい事例及び消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを障害福祉課、権利擁護支援センター、社会福祉協議会等に配架。						A	点字が読めない人もいることから、携帯で読み取れる音声コード付とした。	引き続き、視覚障がいのある人も対象とした、流行のトラブル事例や相談先として消費生活センターを案内するリーフレット等を配架・作成。
						障害福祉課				A						見やすいように窓口を整理した	消費者被害の防止に向けた啓発に引き続き努める。	
						地域経済振興課			R1	トラブルになりやすい事例及び消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを障害福祉課、権利擁護支援センター、社会福祉協議会等に配架。						A	点字が読めない人もいることから、携帯で読み取れる音声コード付とした。	今後も、視覚障がいのある人も対象とした、流行のトラブル事例や相談先として消費生活センターを案内するリーフレット等を作成配架する。
						障害福祉課			R1	トラブルになりやすい事例及び消費生活センターの案内を記載した音声コード付きリーフレットを障害福祉課、権利擁護支援センター、社会福祉協議会等に配架。						B	必要な人に活用していただくよう、関係機関にも周知した。	視覚障害のある人にもご活用いただけるよう、音声コード付きリーフレットを用いて消費者被害の防止に向けた啓発を行うことができた。
	5-4 施設の職員や相談員など情報交換する。	家族よりも、場合によっては第三者である施設の職員や相談員の方が、消費生活トラブルに巻き込まれたときに相談しやすいとの意見を踏まえ、個別または自立支援連携会議などの場で情報交換を行う。	障がいのある人の消費生活トラブルや詐欺被害が早期に発見され、早期解決できるようになる。 情報交換、情報共有により、消費生活トラブルの拡大防止を目指す。	定期的な情報交換	H31年度末	地域経済振興課	民間企業障がい者相談支援事業	H29	個別の対象者について、対応方法等について必要に応じて相談し、情報共有を行った。	B	個別の対象者に関する相談等、連携を図っているが、定期的な情報交換の場の設置については検討中である。	B	地域経済振興課 A	更なる連携の強化を図るとともに、効果的な情報共有、情報交換の仕方について検討していく。	H31	・現場の相談員が集まる場面がそれぞれあると思うので、そういうところで具体的な事例紹介をすると参考になると思う。		
						障害福祉課	民間企業障がい者相談支援事業											
						地域経済振興課	民間企業障がい者相談支援事業	H30	関連施設から個別に情報提供や相談があり、必要に応じて対応方法等、注意喚起、情報提供を行った。	A	利用者がトラブルにあった場合などセンターに相談があり、ある程度センターの周知が進んでいると考えられる。	消費者被害の防止に向けた啓発に引き続き努める。						
						障害福祉課	民間企業障がい者相談支援事業		消費生活相談について受け付けれる体制を整備	B	クーリングオフや詐欺などの相談は特になし	消費者被害の防止に向けた啓発に引き続き努める						
						地域経済振興課	民間企業障がい者相談支援事業	R1	関連施設から個別に情報提供や相談があり、必要に応じて対応方法等、注意喚起、情報提供を行った。	A	個別の対象者に関する相談等、連携を図っている	消費者被害の防止に向けた啓発に引き続き努める						
						障害福祉課	民間企業障がい者相談支援事業	R1	個別の関わりの中で、消費者トラブルに巻き込まれていることが判明した場合に、関係機関に相談し、対応した。	B	消費者トラブルについて聞き取ることができた。	個別の関わりの中でも消費生活トラブルへのアンテナを張りつつ、被害の防止に向けた啓発を行うことができた。						

R1取組状況確認シート① 評価 A：達成できた、前年度に比べ進んだ B：ほぼ達成し維持・継続して行った、達成に向けて取組中、検討・準備段階 C：達成できなかった、前年度に比べ後退した

目標		自ら考え、選択し、行動する消費者を支援し、豊かで安全な消費者市民社会を実現する														
基本施策①		消費者の環境やライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進														
項目	取組	具体的な内容	期待される目標	達成指標	最終達成年度	担当課	連携先等	取組年度	取組内容 (進捗を表す指標等)	単年度評価	努力した点、実施効果 未達成の理由、課題等	3年間の 総合評価	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	改善案 達成年度	協議会からの 意見・助言	
5.障がいのある人に関する切れ目のない消費者教育の実現	5-5 特別支援学校で消費者教育の出前講座を行う。	障がいのある人がターゲットになりやすい消費生活トラブル事例を紹介する。	消費生活トラブルについて事例などを学ぶことにより、社会に出た後も、事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できるようになる。	出前講座の実施	H29年度末	地域経済振興課	兵庫県	H29	高校2年生にはロールプレイなどを交えた出前講座を実施。主に社会に出ていく生徒が対象で、ネットトラブルやデート商法などを紹介。クーリングオフについても説明。3年生はカリキュラムの都合上、講座未実施だが、2年生の時に講座をしており、その補足としてマルチ商法に関する資料を提供。	A	事前に授業を見学し、生徒の能力に応じた講座を構成。来年度は、社会に出ていく3年生に対しても講座開催ができるよう、働きかける。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	高校2年生、3年生を対象に、それぞれのレベルにあった出前講座を実施する。	
						地域経済振興課	兵庫県	H30	高校2年生と3年生向けに出前講座を実施。実際に授業を受講した生徒以外にも、当日資料を配布し、保護者の方にも情報提供を行った。	A	今年は2年、3年の高学年に実施。事前に授業を見学し、先生とも相談しながら、生徒の能力に応じた講座を構成。			H31	社会に出たときに、トラブルを未然に防ぐことができるよう、また、トラブルにあった時に対処できるよう、引き続き出前講座に取り組んでいく。	
						地域経済振興課	兵庫県	R1	高校2年生と3年生対象にそれぞれ出前講座を実施。(12月11日、12月16日)	A	今年は2年、3年の高学年に実施。事前に授業を見学し、先生とも相談しながら、生徒の能力に応じた講座を構成。				社会に出たときに、トラブルを未然に防ぐことができるよう、また、トラブルにあった時に対処できるよう、引き続き出前講座に取り組んでいく。	
6.高齢者への消費者教育の推進	6-3 高齢者生活支援センターへ最新情報を提供する。	高齢者が身近なセンターで消費生活に関する相談ができるよう対応する。	高齢者の第一義的な相談窓口として、消費生活の相談を受けた場合、被害を最小限に食い止める。	定期的な情報提供	H31年度末	高齢介護課	高齢者生活支援センター	H29	各高齢者生活支援センターへ月1回程度、流行の事例について情報提供。高齢者生活支援センター発行の情報誌に消費生活トラブルの注意喚起などを記載。高齢者生活支援センターが民生・児童委員、福祉推進員、市民向けに出前講座を行った。	A	高齢者生活支援センターからも情報提供や相談があり、情報交換ができています。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	流行の事例について情報提供・交換を行う。	
						高齢介護課	高齢者生活支援センター	H30	各高齢者生活支援センターへ月1回程度、流行の事例について情報提供。高齢者生活支援センター発行の情報誌に消費生活トラブルの注意喚起などを記載。高齢者生活支援センターが民生・児童委員、福祉推進員、市民向けに出前講座を開催した。	A	高齢者生活支援センターから些細な情報であっても、消費生活センターに報告するようにしている。また、高齢者生活支援センターから情報提供や相談があり、情報交換ができています。			H31	流行の事例について情報提供・交換を行う。	
						高齢介護課	高齢者生活支援センター	R1	各高齢者生活支援センターへ月1回程度、流行の事例について情報提供。高齢者生活支援センター発行の情報誌に消費生活トラブルの注意喚起などを記載。高齢者生活支援センターが民生・児童委員、福祉推進員、市民向けに出前講座を開催した。	A	高齢者生活支援センターから些細な情報であっても、消費生活センターに報告するようにしている。また、高齢者生活支援センターから情報提供や相談があり、情報交換ができています。地域のケアマネジャーに向けて担当している高齢者が、消費者被害を受けたまたは未遂に終わった等の現状を把握するためにアンケート調査を行った。				流行の事例について情報提供・交換を行う。	
	6-4 老人クラブ連合会へ最新情報を提供する。	老人クラブ連合会、単位老人クラブの会員が集まる機会に、消費生活に関する講習会を企画し、会員への教育を図る。	高齢者が消費生活トラブルの知識を身に付け、事前に回避できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに対処できるようになる。消費生活トラブルに遭ったときに、相互に助け合うことができるようになる。	消費生活に関する講習会への参加数増加	H31年度末	高齢介護課	老人クラブ連合会	H29	老人クラブ連合会の3月開催の理事会において、消費生活センターによる講習会を開催した。	A	理事会で開催することにより単位老人クラブの全会長への周知ができ、そこから一般の会員への波及効果も見込める。	A	H29-30：次年度以降取組内容（改善案等） R1：3年間の総括 (総合評価の理由や、今後の改善点など)	H30	引き続き、定期的に講習会を実施する。	
						高齢介護課	老人クラブ連合会	H30	老人クラブ連合会の3月開催の理事会において、消費生活センターによる講習会を開催した。	A	理事会で開催することにより単位老人クラブの全会長への周知ができ、そこから一般の会員への波及効果も見込める。			H31	引き続き、定期的に講習会を実施する。	
						高齢介護課	老人クラブ連合会	R1	老人クラブ連合会の3月開催の理事会において、消費生活センターによる講習会を開催した。	A	理事会で開催することにより単位老人クラブの全会長への周知ができ、そこから一般の会員への波及効果も見込める。				引き続き、定期的に講習会を実施する。	